

## 【必要提出書類】

(別紙)

※提出書類は、「**マイナンバーの記載がないもの**」をお願いします。

※上記のほか、状況に応じて別途書類をお願いすることがありますので、ご了承ください。

※必要書類の入手費用等は全額被保険者負担となります。

**【調査対象者】**  
**● 配偶者含む16歳以上の被扶養者（16歳以上で税扶養に加入中のお子様は対象外）**

① <b>＜調査対象者 全員＞ 必須提出書類</b> ※ご本人分は不要です。収入のない被扶養者の方も必須です。	<b>取得先</b>
令和8年度「 <b>所得証明書（非課税または課税証明書）</b> 」（ <b>原本</b> ）（令和7年1月～令和7年12月分の所得分） ※無職・無収入の方は、「0」と記載されているものを取得ください。	R8年1月1日時点に 住民票のあった 市区町村役場

② **I. 以下に該当する（何らかの収入がある）場合は、上記書類と併せて該当するすべての書類をご提出ください。**

収入の種類	収入の内容	必要提出書類	取得先	備考
A. 給与収入 (パート・アルバイト等含む) がある方	給与・賞与等	<b>雇用証明願（原本）</b> ※「雇用証明願」が発行できない会社の場合は、メールにてご連絡ください。	勤務先	給与収入の場合はすべての手当（通勤・時間外、皆勤手当等）も収入としてみます。
※一時的に年間収入130万以上となった場合 補足ページも参照ください。		<b>「事業主の証明」</b>	勤務先	【扶養の範囲】年間130万未満 60歳以上の方、障がい年金受給者：年間180万未満 19歳以上23歳未満のお子様：年間150万未満
B. 令和8年1月1日以降 に退職した場合	-	<b>「離職票ⅠおよびⅡ」</b> （㊦°-）または <b>「退職日の入った源泉徴収票」</b> （㊦°-）または <b>「退職証明書」</b> （㊦°-）	ハローワーク、 退職時の勤務先	退職日がわかる書類が必要です。
C. 年金収入がある方	老齢・遺族・障害年金、 企業年金	<b>「年金改定通知書」</b> （㊦°-）または <b>「年金振込通知書」</b> （㊦°-）  ※いずれも最新のもの（令和8年6月発行） ※受給者の名前が分かるようにコピーしてください。	日本年金機構	遺族、障害年金、雇用保険失業給付金、傷病手当金等は非課税ですが、健康保険では、あくまでもその収入が被扶養者の生活維持費か否かをみるため、所得税法上では非課税であっても収入として扱います。「年金支給額」を確認します。
D. 雇用保険、 健保給付金 を受給されている方	雇用保険失業給付金、 傷病手当金等	・ <b>「雇用保険受給資格者証」</b> （㊦°-） ・期間延長している場合は、 <b>「受給期間延長通知書」</b> （㊦°-） ・傷病手当金等の <b>「支給決定通知書」</b> （㊦°-）	ハローワーク、 健康保険 保険者	
E. 事業所得がある方	農業、林業、漁業、 その他自営業	<b>令和7年「確定申告書」</b> （㊦°-） ・第1表、第2表、第3表、収支内訳書 ※ 税務署受付印 or 電子申請は受付印字（受付表） ※ 収支内訳書を税務署に提出しない場合でも、健保組合では必要となります。	税務署	総収入－直接的必要経費＝年間収入とします。健康保険では、生産活動に要する原材料等の費用のみを必要経費とみます。
F. 不動産所得がある方	不動産の賃貸に対する 賃貸料、権利金等			一時金は継続性がないため収入としてはみませんが、定期的に収入を得た場合は継続性があり、生活維持費として健康保険では収入として扱います。
G. 配当金、 利子収入等 がある方	株式の配当金、 預貯金の利子、 公社債投資信託分配当金			

**II. 親・兄弟姉妹を扶養していて、別居している場合**

別居の方	仕送額	令和7年7月～令和8年6月の連続12か月分の通帳（㊦°-） または <b>銀行振込確認書</b> （㊦°-） ※残高部分など不要な部分は塗りつぶしてください。	金融機関・お手元	送金者、受取人の氏名・送金日・送金額を確認します。 手渡し・数か月おきの送金は扶養削除の対象となります。
------	-----	---	----------	---

【提出書類② 補足】

＜提出書類②のAのうち人手不足等により、収入が一時的に増加し、年間収入が130万以上になる方＞

「年収の壁・支援強化パッケージ」の「**事業主の証明**」を提出してください。

制度の詳細はこちらから→ [https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

※「**年収の壁・支援強化パッケージ**」について

2023年10月より国の政策として開始された制度です。

年間収入が130万以上となった場合、健康保険の扶養から外れる事になりますが、一時的に収入の変動（繁忙期に労働時間延長等）があった場合、事業主がその旨を証明する事で、引き続き扶養に認定されることになりました。